令和4年定例会 9月定期議会 教育民生常任委員会調査報告書

令和4年10月3日 教育民生常任委員会

教育民生常任委員会 活動状況

〔報告期間〕令和4年6月3日~令和4年9月7日

日時	活動区分	内 容	頁
6.3(金) 15:40~16:40	請 願 審 査 協 議	《委員のみ》 ■請願審査 請願第1号 介護予防施策のさらなる推進を求める請願 ■6月定期議会中における調査事項について ■委員会調査報告書について 〔出席者〕武田委員長ほか委員7名	_
6.7(火) 11:00~15:40	所管事務調査① (議案調査)	《市民生活部》 ■繰越明許費繰越計算書について ■令和4年度登米市一般会計補正予算(第3号)について ■登米市児童厚生施設条例の一部を改正する条例について ■登米市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例の制定について 〔出席者〕武田委員長ほか委員8名 市民生活部 三浦部長ほか10名	
	協議	《委員のみ》 ■請願審査報告書について 請願第1号 介護予防施策のさらなる推進を求める請願 〔出席者〕武田委員長ほか委員8名	
6.9(木) 10:00~16:10	所管事務調査② (議案調査等)	《教育委員会》 ■令和4年度登米市一般会計補正予算(第3号)について ■登米懐古館指定管理者制度導入について ■図書館構想の見直しについて ■東和地域学校再編実施計画(案)について	6 • 9 • 10

日時	活動区分	内 容	頁
		《医療局》 ■令和3年度登米市病院事業会計予算の繰越計算書について ■令和4年度登米市病院事業会計補正予算(第3号)について ■令和3年度病院事業会計決算見込みについて 〔出席者〕武田委員長ほか委員8名 教育委員会 小野寺教育長ほか12名 医療局 千葉病院事業管理者ほか11名	
	協議	《委員のみ》 ■請願審査報告書について 請願第1号 介護予防施策のさらなる推進を求める請願 ■委員会調査報告書について 〔出席者〕武田委員長ほか委員8名	
	協議	《委員のみ》 ■委員会調査報告書について ■事務事業評価について 〔出席者〕武田委員長ほか委員8名	
6.13(月) 9:50~14:30	所管事務調査③ (議案調査)	《教育委員会》 ■損害賠償の額を定めることに関する専決処分について 《市民生活部》 ■令和4年度登米市一般会計補正予算(第4号)について 〔出席者〕武田委員長ほか委員8名 教育委員会 小野寺教育長ほか5名 市民生活部 三浦部長ほか5名	
6.30(木) 所管事務調査④		《市民生活部》 ■事務事業評価について	_

日時	活動区分	内 容	頁
		〔出席者〕武田委員長ほか委員8名 市民生活部 三浦部長ほか6名	
	協議	《委員のみ》 ■事務事業評価について ■意見交換会について 〔出席者〕武田委員長ほか委員8名	
7.21(木) 14:50~17:10	所管事務調査⑤	《市民生活部》 ■東和地域福祉センターの現状と今後の方向性について ■ (仮称)登米市子ども・子育て基本条例(案)について 地方公務員法の改正に伴う交通安全指導員及び防犯指導員の身分の見直しについて 〔出席者〕武田委員長ほか委員8名 市民生活部 三浦部長ほか9名	13 • 17 • 18
	所管事務調査⑥	《総務部、市民生活部、教育委員会》 ■米山地区公共施設複合化整備事業について 〔出席者〕武田委員長ほか委員8名 総務部 平山部長ほか4名 市民生活部 三浦部長ほか2名 教育委員会 小林部長ほか3名	
7.25(月)	所管事務調査⑦	《医療局》 ■豊里老人保健施設について(現地調査) 〔出席者〕武田委員長ほか委員8名 医療局 千葉病院事業管理者ほか8名	20
9:50~15:50	所管事務調査⑧	《市民生活部》 ■資源化協同施設について(現地調査) 〔出席者〕武田委員長ほか委員8名 市民生活部 三浦部長ほか6名	24

日時	持 活動区分 内 容		頁
	所管事務調査⑨	《市民生活部》 ■事務事業評価について 〔出席者〕武田委員長ほか委員8名 市民生活部 三浦部長ほか6名	
8.8(月) 10:00~12:20	協議	《委員のみ》 ■事務事業評価について ■意見交換会について 〔出席者〕武田委員長ほか委員7名	
8.18(木) 10:00~15:20	協議	《委員のみ》 ■事務事業評価について ■「宮城東和バイオマス発電所建設計画について調査 を求める陳情」について 〔出席者〕武田委員長ほか委員8名	
8.29(月) 10:00~12:00	協議	《委員のみ》 ■事務事業評価について■「宮城東和バイオマス発電所建設計画について調査を求める陳情」について■意見交換会について〔出席者〕武田委員長ほか委員8名	_

教育民生常任委員会 活動概要

【所管事務調查②】

- 1. 日 時:令和4年6月9日(木) 午前10時~午後0時25分
- 2. 場 所:迫庁舎 3階 第2委員会室
- 3. 事 件:

<教育委員会>

- ・登米懐古館指定管理者制度導入について
- ・図書館構想の見直しについて
- ・東和地域学校再編実施計画(案)について
- 4. 参加者:委員長 武田 節夫、副委員長 熊谷 和弘 委員 遠藤 真理子、永島 順子、曽根 充敏、日下 俊、工藤 淳子、中澤 宏、田口 政信

(教育委員会)教育長 小野寺 文晃、教育部長 小林 和仁、教育部次長兼教育総務課長 菅原 正博、教育部次長兼学校教育管理監 飯川 弘芳、学校教育課長 高橋 正晴、生涯学習課長 山形 敦、学校再編推進室長 白岩 登世司、文化財文化振興室長 日野 裕子、活き生き学校支援室長 鈴木 司、生涯学習センター所長 菊地 孝之、迫図書館長 及川 幸紀、西部学校給食センター所長 木村 浩之、教育総務課課長補佐 津藤 順

(議会事務局) 主査 鮱名 克宏

5. 概 要:(別紙のとおり)

6. 所 見:(別紙のとおり)

■登米懐古館指定管理者制度導入について

(概 要)

登米懐古館は施設の老朽化に伴い令和元年9月に現在の場所に移転新築したが、管理運営については登米市公の施設に係る指定管理者制度の運用に関するガイドラインに基づき、直営により行っている。

教育委員会において令和5年度からの指定管理者制度導入に向けて手続きを 進めており、その方向性やスケジュール等について調査したもの。

1. 指定管理者制度導入の方向性について

- ■収蔵資料の管理、調査研究などの成果の蓄積と継承を踏まえ、登米懐古館の 事業のうち、学芸業務に関するものは市職員が実施
- ☞指定期間は標準である5年を予定

運営形態によるメリット

【市直営管理】

- ・公共性を維持した運営により資料管理の信用が確保され、寄贈・寄託資料の受入拡大が見込め、文化財の調査研究、保存継承につながる。また、 他館との連携が可能となる。
- ・学芸員の継続雇用によるスキルの蓄積が見込め、専門性の高い調査研究 が可能となる。

【指定管理に委託】

- ・指定管理者の運営の自由度が大きく、収益性のあるサービスの向上が期 待できる。
- ・民間のノウハウを活かしたサービスの向上が見込める。

2. 今後のスケジュールについて

令和4年 7月中旬	選定委員会(募集基準・選定基準の審査)			
8月5日	公募開始			
9月9日	公募締切			
10月中旬 選定委員会(指定管理者(候補者)の選定				
12月定期議会 (指定議案、補正予算(債務負担行為))				
令和5年 4月1日	指定管理開始			

(所 見)

登米懐古館は、令和元年9月に建築家隈研吾氏の設計により現在の場所に移 転新築された。これまで直営管理で運営してきたが、令和5年度から指定管理を 行うもの。 新築されたことにより、収蔵品の管理は温湿度管理が出来るようになり、民間 ノウハウを生かしたサービスの向上が見込める。郷土の歴史を後世に伝える施 設としてしっかり管理されたい。

■図書館構想の見直しについて

(概 要)

教育委員会において図書館構想の見直しに向けて手続きを進めており、これまでの経緯や今後に向けた基本的な考え方等について調査したもの。

1. これまでの経緯及び今後に向けた基本的な考え方について

新図書館については、平成27年9月に策定した第二次登米市総合計画において、生涯学習活動を支援するため、市民ニーズに合った生涯学習関係施設、図書館等の環境整備を図るとしており、同年11月に平成32年度(令和2年度)を開館目標年次とした図書館構想を策定している。

その後、建設計画は一旦保留となっているが、現在の図書館の規模や機能は 決して十分とは言えず、多様化する市民ニーズにも応えきれていないことか ら、新図書館の早期整備に取り組むもの。

2. 令和4年度のスケジュールについて

令和4年度については、市民・利用者アンケート等を実施した上で、図書館構想の見直しを行うもの。

6月~7月	市民・利用者アンケート		
8月~9月	図書館協議会の意見聴取		
0 Д 0 9 Д	構想見直し(素案)取りまとめ		
10月~11月	社会教育委員会議の意見聴取		
10 月 11 月	構想見直し(案)取りまとめ		
12月 パブリックコメント			
1月~2月	教育委員会議へ説明		
1月~2月	構想見直し(最終案)取りまとめ		
3 月	教育委員会議の議決		
37	構想見直し		

(所 見)

本市の新図書館については平成32年度(令和2年度)を開館目標年次とした構想を策定していたが、その後、建設はされず現在に至っている。

今回、改めて新図書館を早期に整備すべき方針が示され、今年度は目指す姿を 整理するため、図書館構想の見直しを行うとのことである。

現在の図書館規模や機能は決して十分とは言えず、市民ニーズにも応えきれていないことから、市民の声にも十分に耳を傾けながら着実な整備に努められたい。

■東和地域学校再編実施計画(案)について

(概 要)

教育委員会において「東和地域学校再編実施計画」の策定に向けて手続きを進めており、計画(案)について調査したもの。

1. 計画の趣旨

本計画は平成 31 年 3 月に策定した登米市立小中学校等再編構想に基づき、「児童生徒が多様な考え方に触れ、切磋琢磨することで社会の形成者としての基本的資質を伸ばすことのできる学校」を目指し、子どもにとってより良い教育環境を提供することを目的として、東和地域の学校再編による学校の適正規模・適正配置を実施するため策定するもの。

2. 計画策定の背景

(1) 児童数の推計

東和地域では、米谷小学校、錦織小学校及び米川小学校の3校とも学年単学級規模となっている。児童数は、令和元年度から令和10年度までの10年間で、米谷小学校は約33%、錦織小学校は約41%、米川小学校は約48%減少し、東和地域全体では約40%減少する見通しとなっている。

(2) 小学校の施設概要



学 校 名	米谷小学校
建築年 (経過年数)	昭和48年(49年)
構造/階層	鉄筋コンクリート造/3階建
床面積/敷地面積	3, 622m²/21, 741m²
構成施設	校舎、体育館、プールほか
大規模改修年	平成11年(校舎)



学 校 名	錦織小学校
建築年 (経過年数)	平成3年 (31年)
構造/階層	木造・鉄筋コンクリート造/2階建
床面積/敷地面積	2, 624m² / 13, 916m²
構成施設	校舎、体育館、プールほか
大規模改修年	<u> </u>



米川小学校	
昭和46年(51年)	
鉄筋コンクリート造/3階建	
3, 146m² / 16, 930m²	
校舎、体育館、プール	
平成11年(校舎)	

3. 東和地域学校再編準備委員会

教育委員会では、小中学校等の保護者や地域の代表者等で構成する登米市学校再編準備委員会を設置し、統合校の位置など学校再編に関する事項について意見交換を行った。

設置日:令和元年10月30日

委員数:14人

各学校保護者、各学校運営協議会、米谷地域づくり推進協議会、錦織地域振興会、米川地域振興会、米谷こども園保護者、錦織保育園保護者、米川聖マリア保育園の各代表者

4. 東和地域学校再編準備委員会における合意事項

東和地域における小学校再編の実施にあたり、教育委員会と東和地域学校 再編準備委員会は次の事項について合意した。

(1) 統合の実施

米谷小学校、錦織小学校、米川小学校の3校を統合する。

(2) 統合校の位置

東和地域の中央部に位置する「東和中学校」の校舎を活用し、統合校を整備する。

(3) 統合の時期

学校運営に必要とする事項の検討や学校施設の整備等に要する期間を 考慮して、開校予定日を「令和7年4月1日」とする。

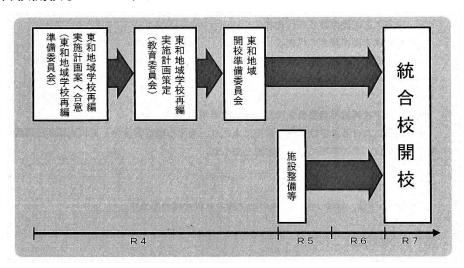
(4) 诵学支援

統合校においては、原則として通学の距離または時間などが一定以上 になる児童を対象にスクールバス等による通学支援を行う。

(5) その他

統合校の校名、校章、学校運営等に必要な事項は、登米市開校準備委員会(東和地域開校準備委員会)において協議及び検討する。

5. 統合校開校までのスケジュール



(所 見)

教育委員会より計画の趣旨や、計画策定の背景説明を受けた。東和地域では、 米谷、錦織、米川小学校の3校とも単学級の規模となっており、今後の児童数も 減少の一途をたどる見通しである。

令和元年 10 月に設置された「東和地域学校再編準備委員会」は、この時点まで9回の会議を行っている。しかし、一部の保護者住民より、統合場所が東和中学校ありきで進められている印象があったと不満の声も上がっていたとも聞く。アンケート調査をし、ホームページや学校再編だよりを出し、学校再編準備委員会の進捗を周知していたとのことだが、不満の残る保護者住民には丁寧な説明をすることも必要だったのではないか。

地域の理解と協力があってこその学校再編、統廃合であることから、これからのスケジュールは更にしっかりと地域住民へ説明する機会を設け、進められたい。

教育民生常任委員会 活動概要

【所管事務調查⑤】

- 1. 日 時: 令和4年7月21日(木) 午後2時50分~午後4時
- 2. 場 所:迫庁舎 3階 第2委員会室
- 3. 事 件:

<市民生活部>

- ・東和地域福祉センターの現状と今後の方向性について
- ・(仮称)登米市子ども・子育て基本条例(案)について
- ・地方公務員法の改正に伴う交通安全指導員及び防犯指導員の身分の見直 しについて
- 4. 参加者:委員長 武田 節夫、副委員長 熊谷 和弘 委員 遠藤 真理子、永島 順子、曽根 充敏、日下 俊、 工藤 淳子、中澤 宏、田口 政信
- (市民生活部) 市民生活部長 三浦 徳美、市民生活部次長 佐々木 美智恵、福祉事務所長 武田 康博、市民生活課長 平井 崇、 子育て支援課長 名生 忠司、生活福祉課長 沼田 芳明、 市民生活課課長補佐 加藤 善己、 市民生活課課長補佐 千葉 哲彦、 子育て支援課課長補佐 志賀 健、 子育て支援課主査 板倉 明広

(議会事務局) 主査 鮱名 克宏

5. 概 要:(別紙のとおり)

6. 所 見:(別紙のとおり)

■東和地域福祉センターの現状と今後の方向性について (概 要)

東和地域福祉センターの現状と今後の方向性について調査したもの。

1. 登米市内及び東和地域福祉センターの現状

東和地域福祉センターでは、合併以前より、東和地域の福祉事業の拠点として高齢者に限らず多くの市民を対象に、保健事業やデイサービス等の高齢者福祉事業などを実施してきた。

しかしながら、近年では福祉事業を取り巻く環境の変化などにより、介護福祉サービス利用者数の減少が続き、高齢者福祉サービスの提供継続が難しい状態となっている。

また、これに加え、度重なる震災などにより、施設及び施設周辺の地盤沈下などによる不具合が多数発生していることなどから、安全・安心な福祉サービスなどの提供が難しい状態となっている。

(1)人口減少と高齢化

平成 17 年と令和 2 年を比較すると、総人口で 13,662 人減少している 一方、65 歳以上で 2,578 人(8.1%)増加、また 75 歳以上でも 1,206 人 (4.0%)増加しており、高齢化が進んでいる。

登米市の人口推計(令和2年は10月1日現在、令和7年は人口推計による)

年 度	総人口	65 歳以上	75 歳以上
平成 17 年	91, 195 人	24,608 人 (27.0%)	12,668人 (13.9%)
令和2年	77,533 人	27, 186 人 (35.1%)	13,874人 (17.9%)
令和7年	73,078 人	27,884人 (38.2%)	14,584 人 (20.0%)

(2) 社会資源の増加

介護デイサービス事業所数

平成12年度:介護保険制度開始時点では、旧町域に1か所程度

令和3年度末:市内60事業所、定員1,246人(民間事業者の増加)

<東和町域及び近隣町域のデイサービス事業所の状況>

区分	東和町域	中田町域	登米町域
事業所数	3 事業所	10 事業所	5 事業所
定 員	70 人	211 人	93 人

(3) 登米市老人福祉センターの現状と課題

1)現状

施設数:7か所(豊里・米山町域以外の7町域に1か所ずつ)

実施事業:各種相談(生活・健康相談)、教育講座等の実施、老人クラ

ブ等への支援など

2課題

施設の老朽化、設備の不具合により、修繕には多大な負担が必要

(4) 東和地域福祉センターの利用状況と課題

利用件数・利用者数

①施設の利用状況

###	711 FD (1) 344	内訳			
年度	利用件数	生きデイ	介護デイ	配食調理	検診・会議等
H30	753 件	236 件	309件	103 件	105 件
R1	727 件	189件	310件	142 件	86 件
R2	631 件	102 件	311件	155 件	63 件
R3	609 件	115 件	310 件	153 件	31 件

②利用者数 (延べ)

年度	利用者数	内訳			
		生きデイ	介護デイ	配食調理	検診・会議等
H30	9,462 人	1,714 人(36)	4,554 人(48)	624 人	2,570 人
R1	8,687 人	1,337 人(34)	4,106 人(35)	619 人	2,625 人
R2	7,229 人	984 人(29)	3,638 人(33)	685 人	1,922 人
R3	5,813 人	942 人(25)	2,836 人(24)	529 人	1,506 人

※表中、「生きデイ」「介護デイ」の()書きは毎年度3月利用の実人数を記載

課題

- ・介護福祉サービス利用者数の減少が続き、高齢者福祉サービスの提供 継続が難しい。
- ・度重なる震災などにより、施設及び施設周辺の地盤沈下などによる不 具合が多数発生していることなどから、安全・安心な福祉サービスな どの提供が難しい。

2. 東和地域福祉センターで実施している事業の今後の方向性

①生きがい対応デイサービス【市全域】

介護保険事業で実施している「ミニデイサービス・シニアサロン事業」や 民間の「通所型サービス」と<u>対象者や内容が重複</u>しているため、<u>類似事業へ</u> 移行。

⇒移行調整は、利用者の希望等により登米市社会福祉協議会で個別調整 済み。

②配食サービス【市全域】

令和4年度より調理場所を迫、中田、津山町域の老人福祉センターへ集約 し、サービスをこれまでどおり継続。

③介護保険デイサービス (登米市社会福祉協議会収益事業)

利用者が減少したことにより、令和4年度中に事業廃止予定。(7月31日で事業休止)

⇒利用者個人ごとのケアマネージャーがケアプランを調整済み。

4)登米市社会福祉協議会東和支所

東和総合支所へ事務室を移転(予定)し、これまでどおり各種相談やボランティアの育成、各事業利用手続きや老人クラブ等の団体への支援を行う。

3. 経過及び今後のスケジュール

令和2年1月27日	教育民生常任委員会において現地調査及び今	
市和2年1月21日	後の方向性を説明	
令和3年7月1日	教育民生常任委員会へ今後の方向性について	
77413年7月1日	説明	
令和4年1月6日	東和地区区長会へ東和地域福祉センターの今	
市和4年1月0日	後の方向性について説明	
4月20日	東和地区区長会へ再度説明	
Б H 94 a 96 П	東和3地区住民説明会(区長、町内会長、民生・	
5月24~26日	児童委員、社会福祉協議会東和地区委員)	
7日91日	教育民生常任委員会へ東和地域福祉センター	
7月21日	の現状と今後の方向性について説明	
10 日	12 月定期議会に、登米市保健福祉施設条例の一	
12 月	部改正(施設の用途廃止)を上程予定	

(所見)

近年の福祉事業を取り巻く環境の変化などにより、介護福祉サービス利用者数の減少が続き、高齢者福祉サービスの提供継続が難しい状態となっている。また、これに加え、度重なる震災などにより、施設及び施設周辺の地盤沈下などによる不具合が多数発生していることなどから、安全・安心な福祉サービスなどの提供が難しい状態となっている。このようなことから、施設の用途を廃止するという方向性が示された。

今年5月24日から26日にかけて、区長、町内会長、民生・児童委員などを対象とした東和3地区住民説明会が開催された。この中で、出席者から「施設の状況を住民へ知らせてほしい」との要望があり、東和町域の全戸にチラシの配布を予定しているとのこと。これについては、市民の皆様に理解と納得をして頂ける内容となることを要望する。

さらに、これからも高齢者が住み慣れた地域でいつまでも暮らすことができるよう、これまでと変わらぬ安全・安心な福祉サービスの提供をされたい。

■ (仮称)登米市子ども・子育て基本条例(案)について (概 要)

市民生活部において、令和4年 10 月での「登米市子ども・子育て基本条例」 施行に向けて手続きを進めており、本委員会においてもこれまで調査を実施し てきたところである。

今回は、現時点における条例(案)や制定に向けたスケジュール等について調査したもの。

1. 主な修正内容について

○条例の名称について

これまで「登米市子ども・子育て基本条例」としていたが、パブリックコメントにおいて「名称が堅苦しい」「シンプルにしたほうがいい」等の意見があったことを踏まえ、「基本」の文言を削除し、「登米市子ども・子育て条例」を最終案とするもの。

※正式には7月下旬に開催予定である条例策定委員会にて決定。

2. 制定スケジュールについて

令和4年7月	・第4回子ども・子育て基本条例策定委員会
8月	・第1回子ども・子育て会議
令和4年9月	・教育民生常任委員会への条例案の提案 ・9月定期議会への条例案の提案
令和4年10月	・条例の施行

(所 見)

本条例は、登米市の未来を担う子ども達の健やかな成長を地域社会全体で育むという、本市の子育ての基本的な姿勢や考え方を示すものである。

本条例の趣旨や内容がすべての市民や企業、関係機関に理解され支持されるよう、シンプルで分かりやすいものとし、地域社会全体で子ども達を守り育て、 子育て家庭を支えていく支援体制の環境醸成がなされるよう努めることが必要である。

本条例が生きた条例となるよう、子ども子育てに関する有効な全市的な施策の展開を望むものである。

■地方公務員法の改正に伴う交通安全指導員及び防犯指導員の身分の見直しに ついて

(概 要)

地方公務員法の改正に伴う本市の交通安全指導員及び防犯指導員の身分の見直し(案)の内容及びスケジュール等について調査したもの。

1. 現行の指導員の身分について

現行の交通安全指導員及び防犯指導員は「登米市交通安全指導員条例」、「登 米市防犯指導員条例」及び「登米市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費 用弁償に関する条例」において、地方公務員法第3条第3項第3号に規定され る非常勤の特別職としての身分を有している。

2. 地方公務員法の改正について

地方公務員法の改正(令和2年4月1日施行)に伴い、特別職非常勤職員の任用の厳格化が図られることとなり、特別職の範囲が専門的な知識経験又は 識見に基づき、助言、調査、診断等の事務を行うものに限定された。

また、両指導員の本市における任務は「助言、調査、診断その他総務省令で定める事務」に該当しないため、特別職非常勤職員として任用することは出来ないとされている。

3. 身分の見直し案について

区分	現行	見直し後
身分	地方公務員 (非常勤特別職)	私人
任用	指導員条例に基づき、市長から の任命(支所長からの推薦) ・任期2年 ・地方公務員法の適用あり	指導員規則に基づき、市長からの委嘱(支所長からの推薦) ・任期2年(変更可) ・地方公務員法の適用なし
報酬 (年報酬)	特別職報酬及び費用弁償条例に 規定 ・年2回(上・下期)の支給	指導員規則に規定 ・謝礼(報償費)となり、これまでと同額、同支給方法とすることが可能
費用弁償 (出動手当)	指導員条例及び特別職報酬及び 費用弁償条例に規定(出動手当 及び旅費) ・四半期ごとに支給	指導員規則に規定 ・出動謝礼(報償費)となり、これまでと同額、同支給方法とすることが可能
遵守事項 (服務規程)	指導員規則に規定	変更なし
補償	非常勤職員公務災害補償	民間保険に加入
条例等	・指導員条例、規則・特別職報酬及び費用弁償条例・議会の議員、非常勤の公務災害補償等条例	・指導員条例の廃止・指導員規則の全部改正・特別職報酬及び費用弁償条例の一部改正

4. 見直しのスケジュールについて

令和4年8、9月	交通安全・防犯指導隊長への説明	
10 月	法令審査手続き	
12 月	12 月定期議会(条例廃止、一部改正)	
令和5年2月	2月定期議会(身分の見直しに伴う予算審議)	

(所見)

地方公務員法の改正(令和2年4月1日施行)により特別職非常勤職員の任用の厳格化が図られた。両指導員の本市における任務は「助言、調査、診断その他総務省令で定める事務」に該当しないため、特別職非常勤職員から私人(有償ボランティア)に変更するものであり、勤務中の補償も民間保険に加入する。問題点は各市町村にこの判断は任せられていることであるが、まだ対応がバラバラな事である。

今後は隊員の士気の低下につながらないような配慮に努められたい。

教育民生常任委員会 活動概要

【所管事務調查⑦】

- 1. 日 時: 令和4年7月25日(月) 午前9時50分~午前11時55分
- 2. 場 所: 豊里老人保健施設 2階 会議室
- 3. 事 件:

<医療局>

- ・豊里老人保健施設について(現地調査)
- 4. 参加者:委員長 武田 節夫、副委員長 熊谷 和弘 委員 遠藤 真理子、永島 順子、曽根 充敏、日下 俊、工藤 淳子、中澤 宏、田口 政信
 - (医療局)病院事業管理者 千葉 雅弘、

経営管理部次長兼経営企画課長 髙橋 一真、

経営管理部医療経営管理監 高橋 孝規、

経営管理部経営管理課長 日野 幸紀、

豊里老人保健施設事務局事務長 千葉 利行、

豊里老人保健施設事務局事務長補佐兼総務係長 佐々木 健治、

豊里老人保健施設看護・介護部看護師長 佐藤 真希、

経営管理部経営企画課課長補佐兼財政係長 小野寺 義和、

経営管理部経営管理課主幹兼管理係長 佐々木 亨

(議会事務局) 主査 鮱名 克宏

5. 概 要:(別紙のとおり)

6. 所 見:(別紙のとおり)

■豊里老人保健施設について(現地調査)

(概 要)

豊里老人保健施設において実施している事業の内容及び施設の状況について 調査したもの。

1. 施設の概要について

設置主体	登米市	
運営主体	登米市医療局	
名称	登米市立豊里老人保健施設	
開所年月日	平成 12 年 6 月 1 日	
所在地	登米市豊里町土手下 104-1	
利用定員	①入所 75名 (短期含む) ②通所 30名	
	病院併設型	
	療養室(1床室:11室、2床室:4室、4床室:	
設置形態	14 室)	
	・食堂、デイルーム、談話室、浴室、機能訓練室、	
	デイケアルーム、相談室、診察室	

2. 実施事業について

(1)入所事業(施設サービス)

対象者:要介護1~5の認定を受けている方

定 員:75名

・在宅復帰を目指している方の入所を受け入れ、入所者が可能な限り 自立した日常を送ることが出来るよう、リハビリテーションや必要 な医療、介護等を提供するもの。

(2) 短期入所事業 (居宅サービス)

対象者:要支援1~2、要介護1~5の認定を受けている方

定 員:長期入所の空床を利用

・利用者が可能な限り自宅で自立した日常生活を送ることが出来るよう、自宅にこもりきりな利用者の孤立感の解消や心身機能の維持回復だけでなく、家族の介護の負担軽減などを目的として実施するもの。

(3) 通所介護・リハビリ事業 (居宅サービス)

対象者:要支援1~2、要介護1~5の認定を受けている方 (通所介護は要介護1~5の方のみ)

定 員:30名

・在宅生活の継続を目的とし、家庭で療養されている方が施設に通い、 施設で食事や入浴などの日常生活上の支援や、生活機能向上のため の機能訓練を日帰りで提供するもの。また、利用者の自宅から施設までの送迎を行うもの。

(4) 訪問リハビリ事業(居宅サービス)【令和4年7月開始】

対象者:要支援1~2、要介護1~5の認定を受けている方

・利用者の心身機能の維持回復を図り、可能な限り自立した生活を送ることができるよう、理学療法士や作業療法士等が自宅を訪問して リハビリテーションを行うもの。

(5) 居宅介護支援事業(居宅サービス)

対象者:要介護1~5の認定を受けている方

・居宅の要介護者が居宅サービス等を適切に利用できるよう、心身の 状況や置かれている環境、要介護者の希望等を勘案し、居宅サービ ス計画を作成するとともに、サービス事業者との連絡調整を行うも の。また、介護保険施設等への入所を必要とする場合は、当該施設 への紹介を行うもの。

3. 事業別利用者数(令和2、3年度)について

事業区分	令和2年度	令和3年度
入所 (延人員)	24, 352 人	24,776 人
通所 (延人員)	6,439 人	6,428 人
居宅(利用者数)	340 人	470 人





(所 見)

豊里老人保健施設は、平成12年旧豊里町が病院連携型の施設として建設したもので、直営で施設運営がなされてきた。現在、利用定員は、入所75名、通所30名で職員数は60名で運営されているが半数以上が会計年度任用職員で運営されている。利用者数は入所で90%、通所は20人ほどで推移している。

実施事業は入所、短期入所、通所介護・リハビリ、訪問リハビリ、居宅介護支援事業を実施しているが、介護報酬と施設管理経費や人件費とのバランスもあ

り、近年は赤字状態が続いている。

老人保健施設の必要性は、極めて高い。経営という視点から見れば厳しい状況にある。施設規模や実施事業と介護報酬や人材のバランスなど、あらゆる角度から今後の方向性について検討していかなければならない。

教育民生常任委員会 活動概要

【所管事務調査⑧】

- 1. 日 時:令和4年7月25日(月) 午後1時30分~午後2時
- 2. 場 所:資源化協同施設 (登米市米山町字桜岡大又 20-1)
- 3. 事 件:

<市民生活部>

- ・資源化協同施設について(現地調査)
- 4. 参加者:委員長 武田 節夫、副委員長 熊谷 和弘 委員 遠藤 真理子、永島 順子、曽根 充敏、日下 俊、 工藤 淳子、中澤 宏、田口 政信
- (市民生活部) 市民生活部長 三浦 徳美、市民生活部次長 佐々木 美智恵、 環境事業所長 小林 昭広、 クリーンセンター所長 佐々木 清晴、 クリーンセンター副所長兼管理係長 菅原 秀典、 環境課長 島 靖幸、市民生活課課長補佐 加藤 善己

(議会事務局) 主査 鮱名 克宏

- 5. 概 要:(別紙のとおり)
- 6. 所 見:(別紙のとおり)

■資源化協同施設について(現地調査)

(概 要)

市内の一般家庭等から発生した資源ごみを再資源化するため、回収、選別、加工等の処理を行っている資源化協同施設について現地調査したもの。





(所 見)

7月25日午後、登米リサイクル事業協同組合資源化共同施設(米山町桜岡)を 視察する。

市においては、資源循環型社会の形成を推進し、平成9年施行の容器包装リサイクル法を契機に資源物の分別収集を始め、資源ごみが円滑に新たな価値ある 資源にリサイクルされるよう市が中間処理業務を委託する施設だ。

一般家庭から 15 種類に分別、回収された資源ごみを資源化施設では種類ごとに選別、加工し再資源化をしているが、その分別作業の品質は良く、再資源化率 や資源価値(販売価格)を高める工夫や経営努力の状況を学んだ。

一方、資源ごみの正しい出し方の課題も散見され、早急に改善に取組む必要を感じた。

また、現状は、同じプラスチック素材であるにも関わらず、プラスチック製容器包装は資源物として回収され、プラスチック使用製品廃棄物は燃えるごみとして収集されている。今後は、プラスチック資源回収量の拡大を図ることを目指すプラ新法が施行されたことからも、市の取り組み方法や改善方策をわかりやすく市民に周知され、リサイクル運動の加速による新たな資源循環型社会の推進に取組まれたい。